

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説の一部改正の新旧対照表

○ 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説

・改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は<u>令和７年３月２４日</u>時点とする。 2-3 個人識別符号（法第２条第２項関係） [略] （参考） 法第２条（第２項） [略] 政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等</u> (4) <u>国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎</u>	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は<u>令和６年３月１２日</u>時点とする。 2-3 個人識別符号（法第２条第２項関係） [同左] （参考） 法第２条（第２項） [同左] 政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [同左] (3) <u>国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号</u> (4) <u>道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９３条第１項第１号の</u>

年金番号

- (5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号
- (6) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等
- (8) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- (9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
- (10) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条
[略]

規則第 3 条

令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記

免許証の番号

- (5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証
- ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証
- ハ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条
[同左]

規則第 3 条

令第 1 条第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記

号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

規則第 4 条

令第 1 条第 10 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 309 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カ

号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第 1 条第 7 号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第 4 条

令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留

ードの番号 (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）<u>第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等</u> (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）<u>第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等</u> (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）<u>第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等</u> (8) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）<u>第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</u> (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）<u>第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号</u>	カードの番号 (5) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）<u>第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (6) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）<u>第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (7) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）<u>第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）<u>第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</u> (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）<u>第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号</u>
3-9-7 開示等の請求等に応じる手続（第 25 条関係）	3-9-7 開示等の請求等に応じる手続（第 25 条関係）
[略] （※2）確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために信書便事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。 なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が	[同左] （※2）確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために信書便事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。 なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が

未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し、また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が信書便事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名

事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が信書便事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック

事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の資格確認書等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(※3) [略]

(参考) [略]

未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が信書便事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名

事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が信書便事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック

事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(※3) [同左]

(参考) [同左]